

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第39号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当の支給)	(扶養手当の支給)
第4条 <u>新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u>	第4条 <u>条例第12条第1項の届出は、扶養親族届によるものとする。</u>
2 任命権者は、職員から前項の扶養親族届の提出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。	2 任命権者（ <u>その委任を受けた者を含む。以下同じ。</u> ）は、職員から前項の扶養親族届の提出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
3 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の	3 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

<p><u>基礎となっている者</u></p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上である者 <u>9歳以上23歳未満の者（職員の配偶者を除く。）である場合にあっては、年額150万円以上の所得がある者</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>4から7まで <省略></p> <p>8 <u>扶養手当の支給は、職員が新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p>9 <u>扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(住居手当の支給)</p> <p>第5条 条例第13条第1項第1号の市長が定める職員は、配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けて</p>	<p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者</p> <p>(3) <省略></p> <p>4から7まで <省略></p> <p style="text-align: center;">(住居手当の支給)</p> <p>第5条 条例第13条第1項第1号の市長が定める職員は、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員</p>
--	---

<p><u>いるもの及び条例第11条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。</u></p>	<p>の扶養親族たる者(条例第11条に規定する扶養親族で同条例第12条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。</p>
2 <省略>	2 <省略>
<p>3 条例第13条第1項第2号の市長が定める職員は、次条第8項に該当する職員で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務公所の移転(新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用)の直前の住宅であった住宅(市が設置する公舎及び前項に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>3 条例第13条第1項第2号の市長が定める職員は、次条第8項に該当する職員で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務公所の移転(職員以外の地方公務員、国家公務員又は次条第1項に規定する者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用)の直前の住宅であった住宅(市が設置する公舎及び前項に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>
4から7まで <省略>	4から7まで <省略>
<p>8 住居手当の支給は、職員が新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日)</p>	<p>8 住居手当の支給は、職員が新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日)</p>

<p>を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	<p>であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>
<p>9から12まで <省略> (単身赴任手当の支給)</p>	<p>9から12まで <省略> (単身赴任手当の支給)</p>
<p>第5条の2 条例第14条の2第1項の市長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>第5条の2 条例第14条の2第1項及び第3項の市長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p>
<p>(1)から(5)まで <省略></p>	<p>(1)から(5)まで <省略></p>
<p>2から6まで <省略></p>	<p>2から6まで <省略></p>
<p>7 条例第14条の2第3項の<u>市長が定めるやむを得ない事情</u>は、<u>第1項に規定するやむを得ない事情</u>とする。</p>	<p>7 条例第14条の2第3項の<u>任用の事情等を考慮して市長が定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者</u>とする。</p>
<p>8 条例第14条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>8 条例第14条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>
<p>(1)から(5)まで <省略></p>	<p>(1)から(5)まで <省略></p>
<p>(6) 前各号の規定中「勤務公所を異にする異動又は在勤する勤務公所の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は勤務公所の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）</p>	<p>(6) 前各号の規定中「勤務公所を異にする異動又は在勤する勤務公所の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は勤務公所の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）</p>
<p>(7) <省略></p>	<p>(7) <省略></p>
<p>9から12まで <省略></p>	<p>9から12まで <省略></p>
<p>13 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第14条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その</p>	<p>13 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第14条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その</p>

<p>日が月の初日であるときは、その日の属する月から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第10項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	<p>日が月の初日であるときは、その日の属する月から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第10項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>
<p>1 4から19まで <省略> (管理職員特別勤務手当の支給)</p>	<p>1 4から19まで <省略> (管理職員特別勤務手当の支給)</p>
<p>第7条の2 <省略></p> <p>2 条例第19条の2第3項に定める勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>3 条例第19条の2第3項第2号の規則で定める額は、次の表の支給区分欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ支給額欄に定める額とする。 ただし、勤務に従事した時間が3時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p>	<p>第7条の2 <省略></p> <p>2 条例第19条の2第3項第1号に定める勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>3 条例第19条の2第3項第2号の規則で定める額は、次の表の支給区分欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ支給額欄に定める額とする。</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>4 次に掲げる場合には、条例第19条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</p> <p>(1) 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</p>	<p>4 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした同条第1項に規定する管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p>

(2) 条例第19条の2第2項の勤務をした後、
引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。